

# 通達資料

2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領  
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

## 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 6 年 7 月 22 日以降	令和 6 年 9 月 20 日以降

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考																																																																																																																																									
2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領					2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領																																																																																																																																														
【省略】					【省略】																																																																																																																																														
第1 趣 旨					第1 趣 旨																																																																																																																																														
【省略】					【省略】																																																																																																																																														
別表1 工種区分					別表1 工種区分																																																																																																																																														
【省略】					【省略】																																																																																																																																														
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率																																																																																																																																														
(1) - a					(1) - a																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>43.14%</td> <td>227.2</td> <td>-0.1114</td> <td>22.58%</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>32.15%</td> <td>53.3</td> <td>-0.0339</td> <td>26.40%</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>34.52%</td> <td>72.0</td> <td>-0.0493</td> <td>25.92%</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>45.55%</td> <td>545.7</td> <td>-0.1665</td> <td>17.32%</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>32.47%</td> <td>106.1</td> <td>-0.0794</td> <td>20.47%</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>29.27%</td> <td>79.5</td> <td>-0.0670</td> <td>19.83%</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>34.53%</td> <td>154.8</td> <td>-0.1006</td> <td>19.25%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>37.49%</td> <td>173.7</td> <td>-0.1028</td> <td>20.63%</td> </tr> <tr> <td>ため池工事</td> <td>42.81%</td> <td>171.1</td> <td>-0.0929</td> <td>24.95%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>40.09%</td> <td>201.9</td> <td>-0.1084</td> <td>21.36%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>36.71%</td> <td>99.7</td> <td>-0.0670</td> <td>24.87%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%	水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%	水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%	排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%	管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%	畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%	コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%	ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%	その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%	その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備工事</td> <td>42.87%</td> <td>244.0</td> <td>-0.1166</td> <td>21.78%</td> </tr> <tr> <td>農用地造成工事</td> <td>31.97%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0383</td> <td>25.59%</td> </tr> <tr> <td>水路トンネル工事</td> <td>34.24%</td> <td>78.7</td> <td>-0.0558</td> <td>24.76%</td> </tr> <tr> <td>水路工事</td> <td>45.31%</td> <td>582.2</td> <td>-0.1712</td> <td>16.76%</td> </tr> <tr> <td>排水路工事</td> <td>32.28%</td> <td>112.8</td> <td>-0.0839</td> <td>19.82%</td> </tr> <tr> <td>管水路工事</td> <td>29.07%</td> <td>84.7</td> <td>-0.0717</td> <td>19.17%</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設工事</td> <td>34.22%</td> <td>169.3</td> <td>-0.1072</td> <td>18.36%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>37.15%</td> <td>192.2</td> <td>-0.1102</td> <td>19.59%</td> </tr> <tr> <td>ため池工事</td> <td>42.57%</td> <td>181.7</td> <td>-0.0973</td> <td>24.19%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(1)</td> <td>39.81%</td> <td>217.0</td> <td>-0.1137</td> <td>20.57%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事(2)</td> <td>36.51%</td> <td>107.0</td> <td>-0.0721</td> <td>24.02%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	表内、数値の改正
対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%																																																																																																																																															
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%																																																																																																																																															
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%																																																																																																																																															
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%																																																																																																																																															
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%																																																																																																																																															
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%																																																																																																																																															
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%																																																																																																																																															
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%																																																																																																																																															
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%																																																																																																																																															
その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%																																																																																																																																															
その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%																																																																																																																																															
対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																															
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																															
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																															
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																															
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																															
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																															
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																															
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																															
ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%																																																																																																																																															
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																															
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																															
(1) - b					(1) - b																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>44.05%</td> <td>1,118.2</td> <td>-0.2052</td> <td>15.91%</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>28.11%</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84%</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>34.09%</td> <td>76.4</td> <td>-0.0512</td> <td>26.44%</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>40.83%</td> <td>598.0</td> <td>-0.1703</td> <td>17.54%</td> </tr> <tr> <td>管更生工事</td> <td>35.56%</td> <td>178.6</td> <td>-0.1024</td> <td>21.39%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	河川工事	44.05%	1,118.2	-0.2052	15.91%	海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%	道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%	舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%	管更生工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>43.43%</td> <td>1,276.7</td> <td>-0.2145</td> <td>14.98%</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>27.79%</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82%</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>33.69%</td> <td>87.0</td> <td>-0.0602</td> <td>24.99%</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>40.38%</td> <td>668.7</td> <td>-0.1781</td> <td>16.69%</td> </tr> <tr> <td>管更生工事</td> <td>35.05%</td> <td>204.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.11%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更生工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	表内、数値の改正																																																													
対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
河川工事	44.05%	1,118.2	-0.2052	15.91%																																																																																																																																															
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%																																																																																																																																															
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%																																																																																																																																															
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%																																																																																																																																															
管更生工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%																																																																																																																																															
対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																															
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																															
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																															
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																															
管更生工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																															
(1) - c					(1) - c																																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干拓工事</td> <td>25.14%</td> <td>129.7</td> <td>-0.1041</td> <td>13.95%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干拓工事</td> <td>24.97%</td> <td>141.8</td> <td>-0.1102</td> <td>13.39%</td> </tr> </tbody> </table>					対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	表内、数値の改正																																																																																																					
対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%																																																																																																																																															
対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																															
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																															
工種区分		a	b																																																																																																																																																
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																															

新 旧 対 照 表

改 正				現 行				備 考			
(1) - d				(1) - d				表内、数値の改正			
対象金額	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下		対象金額	3 億円以下	3 億円を超え 50 億円以下					
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による					
工種区分		a	b	工種区分		a	b				
フィルダム工事	<u>34.59%</u>	<u>154.9</u>	<u>-0.0768</u>	<u>27.87%</u>	フィルダム工事	<u>33.56%</u>	<u>184.8</u>		<u>-0.0874</u>	<u>26.24%</u>	
(2) 算定式は次によるものとする。				(2) 算定式は次によるものとする。							
$Y = a \cdot X^b$				$Y = a \cdot X^b$							
Y : 現場管理費率 (%)      X : 対象金額 (単位 : 円)				Y : 現場管理費率 (%)      X : 対象金額 (単位 : 円)							
a、b : 変数値				a、b : 変数値							
(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。							
別表3 現場管理費率の補正值				別表3 現場管理費率の補正值							
1 施工地域による補正				1 施工地域による補正							
施工地域区分	工種区分	適用条件	対象	補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	適用条件	対象	補正係数	適用優先
一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上	の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上	の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)				一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。				市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上	の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上	の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.1	3	一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		1.1	3
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	4	市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	5	山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。		<u>1.1</u>	6	中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。		<u>1.0</u>	6
【省略】				【省略】				表内、字句の改正			

# 通達資料

3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準  
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

## 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 6 年 7 月 22 日以降	令和 6 年 9 月 20 日以降

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
<b>3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準</b> 【省略】  <b>第1 趣 旨</b> 【省略】  別表1 共通仮設費率適用範囲 【省略】  別表3 共通仮設費率の補正值					<b>3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準</b> 【省略】  <b>第1 趣 旨</b> 【省略】  別表1 共通仮設費率適用範囲 【省略】  別表3 共通仮設費率の補正值					表内、数値の改正
適用条件		補正 係数	適用 優先		適用条件		補正 係数	適用 優先		
施工地域区分	工種区分	対 象			施工地域区分	工種区分	対 象			
一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	1	一般交通影響あり (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	1	
一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			一般交通影響あり (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			
一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	2	一般交通影響あり (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	2	
一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	一般交通影響あり (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.2	6	中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6	
※フィルダム工事には適用しない。 (注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 中間農業地域と山間農業地域は「土地改良事業等積算資料・現場技術資料」に掲載している農業地域類型一覧表に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。 (注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。					※フィルダム工事には適用しない。 (注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 中間農業地域と山間農業地域は「土地改良事業等積算資料・現場技術資料」に掲載している農業地域類型一覧表に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。 (注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。					
【省略】					【省略】					

# 通達資料

## 4 鋼橋製作架設工事価格積算要領

(昭和 61 年 3 月 6 日付け設管第 46 号農地開発部長通知) の一部改正

### 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 6 年 7 月 22 日以降	令和 6 年 9 月 20 日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																												
<p>4 鋼橋製作架設工事価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 適用範囲 【省略】</p> <p>第4 請負工事費の積算</p> <p>1 工場製作原価 【省略】</p> <p>2 架設工事原価 (1) 直接工事費 【省略】</p> <p>別表-2 現場管理費率</p> <p>算定式 <math>Y = a \cdot X^b</math> ただし Y：現場管理費率 (%)</p> <p>(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 X：対象金額 (単位：円)</p> <p>a、b：変数値であり、次表による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 33%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 33%;">10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>48.86%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>265.1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.1073</u></td> <td style="text-align: center;"><u>28.69%</u></td> </tr> </tbody> </table>	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	<u>48.86%</u>	<u>265.1</u>	<u>-0.1073</u>	<u>28.69%</u>	<p>4 鋼橋製作架設工事価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 適用範囲 【省略】</p> <p>第4 請負工事費の積算</p> <p>1 工場製作原価 【省略】</p> <p>2 架設工事原価 (1) 直接工事費 【省略】</p> <p>別表-2 現場管理費率</p> <p>算定式 <math>Y = a \cdot X^b</math> ただし Y：現場管理費率 (%)</p> <p>(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 X：対象金額 (単位：円)</p> <p>a、b：変数値であり、次表による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 33%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 33%;">10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>48.24%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>303.1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.1166</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27.05%</u></td> </tr> </tbody> </table>	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	<u>48.24%</u>	<u>303.1</u>	<u>-0.1166</u>	<u>27.05%</u>	<p>数値の改正</p>
700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																											
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																											
	a	b																												
<u>48.86%</u>	<u>265.1</u>	<u>-0.1073</u>	<u>28.69%</u>																											
700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																											
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																											
	a	b																												
<u>48.24%</u>	<u>303.1</u>	<u>-0.1166</u>	<u>27.05%</u>																											

# 通達資料

## 6 環境整備工事等価格積算要領

(平成4年3月10日付け 設計第359号 農政部長通知) の一部改正

### 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年7月22日以降	令和6年9月20日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																												
<p>6 環境整備工事等価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 適用範囲 【省略】</p> <p>第4 積算方法 【省略】</p> <p>別表-2 現場管理費率 算定式 <math>Y = a \cdot X^b</math> ただし Y：現場管理費率（%） (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 X：対象金額（単位：円） a、b：変数値であり、次表による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 33%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 33%;">10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>43.09%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>347.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.1324</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22.34%</u></td> </tr> </tbody> </table>	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	<u>43.09%</u>	<u>347.3</u>	<u>-0.1324</u>	<u>22.34%</u>	<p>6 環境整備工事等価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 適用範囲 【省略】</p> <p>第4 積算方法 【省略】</p> <p>別表-2 現場管理費率 算定式 <math>Y = a \cdot X^b</math> ただし Y：現場管理費率（%） (注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 X：対象金額（単位：円） a、b：変数値であり、次表による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 33%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 33%;">10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>42.63%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>387.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.1400</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21.28%</u></td> </tr> </tbody> </table>	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	<u>42.63%</u>	<u>387.3</u>	<u>-0.1400</u>	<u>21.28%</u>	<p>数値の改正</p>
700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																											
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																											
	a	b																												
<u>43.09%</u>	<u>347.3</u>	<u>-0.1324</u>	<u>22.34%</u>																											
700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																											
下記の率とする。	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																											
	a	b																												
<u>42.63%</u>	<u>387.3</u>	<u>-0.1400</u>	<u>21.28%</u>																											